

『運輸安全マネジメント』の実施について

道路運送法の改正等により『運輸安全マネジメント』の導入が義務付けられました。当社においては以前より輸送の安全の確保が最も重要であるとの営業姿勢を保ってきたわけですが、さらに全社員が一丸となって輸送の安全の再認識するため、次の「輸送の安全に関する基本的な方針」を定めました。

社長が最終的な責任を有する組織を明確にし、経営トップから現場までが一丸となって輸送の安全に関する目標とその計画を作成し、情報の共有・伝達を確実にを行い輸送の安全の確保と向上に取り組めます。

全社員が『運輸安全マネジメント』に取り組み、お客様に安全で安心快適に宝自動車交通を提供できるようこれからもがんばりましょう。

基本的な方針

社長は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾け、現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底します。以上を実行に移すため、次に「安全に関する方針の基本理念」を事業場に掲げ、全社員の意識の高揚を図ります。

安全に関する基本理念

- (1) ロードリーダーとして模範運転を行います。
- (2) 交通事故ゼロを目指します。
- (3) 事故削減目標は前年の有責事故件数に対し 10% を目標とします。
- (4) 事故削減目標達成のため、必要に応じて見直しと改善を継続します。(PDCA サイクル)
 - 【PLAN】 事故削減計画の策定
 - 【DO】 計画の実行
 - 【CHECK】 実行内容のチェック
 - 【ACT】 不備のあるときの改善
- (5) 輸送の安全に関する情報は積極的に公表します。

平成 19 年 4 月 1 日制定
平成 20 年 6 月 20 日改定
宝自動車交通株式会社
代表取締役 岡田 佑